

奈労発基0119第2号

令和4年 1月19日

各団体の長 殿

奈良労働局長

(公印省略)

石綿ばく露防止対策の推進について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）は、平成17年2月24日に公布され、石綿則及び関連通達等に基づき石綿ばく露防止対策を図ってきたところですが、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）、石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第96号）及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第3号）がそれぞれ令和2年7月1日、令和3年5月18日、令和4年1月13日に公布されたことを踏まえ、別添のとおり、今後の石綿ばく露防止対策を推進することとしたので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本通知の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。